

今回修正した部分の修正前の表現（前回資料抜粋）

◆前回資料 23 ページ（今回資料 25 ページ）

基本目標 3 子どもを受け止め、育む環境づくり

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進めることが必要です。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子ども同士のつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。また、子どもが健やかに成長し、自立性や社会性を育んでいくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

子どもにとっては、家庭、そして地域社会全体に見守られ、支えられているという安心感の中で日々の生活を過ごし、周りとのつながりや信頼関係、自分自身に対する自信を築いていくことのできる環境が必要です。

今回の実態・意識調査では、子ども自身が「良いところばかりではないが、自分のことが好き」と回答する割合が大きく向上しました。特に、現状で述べたとおり、家庭における保護者の振る舞いと子ども自身が自分を肯定的に捉えることとの間には一定の関係性が認められ、何よりも保護者に代表される大人への働きかけが重要であることを改めて意識する必要があります。

このことから、安全で安心な居場所づくりや、子どもが主体的な遊びや活動などを通して、周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことができるよう、行政のみならず、地域やNPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている関係団体との連携を図りながら、社会（まち）全体で子どもを受け止め、育む環境づくりを進めます。

◆前回資料 24 ページ（今回資料 26 ページ）

基本施策 2 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設的环境づくり

○ いじめに関する取組

いじめの深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラーの全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起こらない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進めます。

◆前回資料 25 ページ（今回資料 27 ページ）

○ 不登校に関する取組

不登校に関する取組としては、不登校児童生徒に対する支援のあり方の検討、相談指導教室や教育支援センター等の公的機関による対応をより一層充実します。また、何らかの事情により学校生活になじむことができない子どもの受け皿の一つとなっているフリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を引き続き進めることで、様々な子どもたちの居場所の確保に努めます。

◆前回資料 28 ページ（今回資料 31 ページ）

基本目標 4 子どもの権利の侵害からの救済

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変貌する中、様々な悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害です。市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、そうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。また、外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、様々な立場にある子どもへの配慮も必要です。すべての子どもたちが、権利侵害にあった際に周囲の環境に助けを求める声を上げるといった、意見表明に対する子どもへの意識付けや、声を上げることができる環境づくりを進めていきます。

さらに、現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めるとともに、いじめ防止対策推進法や権利条例の規定をもとに、いじめが起きてしまった場合の再発防止についても取組を進めます。

虐待を予防するという観点からは、保護者の育児不安の軽減や孤立化の防止を図るため、気軽に相談できる環境や子育てを支援する体制を整えるよう努めます。さらに、児童虐待に対する対応が複雑化する中で、子どもの安全を守るために、児童相談所での虐待への対応をより一層充実するほか、早期発見・早期対応を図るため、関係機関の緊密な連携を進めます。

一方、いじめや虐待などの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」をはじめとして、様々な機関が連携し迅速かつ適切な救済を図ります。

こうした取組を通して、子どもの権利の侵害からの救済を進めます。

◆前回資料 29 ページ（今回資料 31 ページ）

○ 子どもの権利に関する相談及び救済

子どもアシストセンターでは、相談対応と必要に応じた調整活動などを通して、個々の案件に応じた適切な救済が行われています。子どもアシストセンターでは、電話やメールのほか、面談による相談を行っています。事情により来所が難しい場合などには、職員が出向いて話を聴くなど、より積極的かつきめ細やかな対応を図ります。

子どもアシストセンターを始めとして、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、情報共有や役割分担のもとで相談・救済に関するより適切な対応を図るとともに、子どもが様々な悩みなどを安心して相談できるような環境づくりに、引き続き取り組みます。

子どもが様々な悩みなどを安心して相談できるような環境づくりに引き続き取り組むとともに、学校におけるいじめの問題については、各学校で作成する「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの早期発見、問題の解決などに関する対応をより一層充実します。不幸にもいじめによる重大な被害が発生してしまった場合には、教育委員会が設置する第三者機関による調査・助言を受けながら、その救済にあたりと同時に、原因の究明と再発防止に努めます。

◆前回資料 30～31 ページ（今回資料 33～34 ページ）

○ 権利侵害等に対する意識の啓発

子どもの権利が、子どもが権利の侵害を受けていることを意識しにくい、被害が表面化しにくいといった状況を踏まえ、大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害に対する意識を高めるような啓発活動に積極的に取り組みます。

また、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実します。